

秋田県立高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与給付金交付要綱

(目的)

第1条 秋田県立高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与給付金(以下、「教科書等給付金」という。)は、勤労しながら高等学校定時制課程又は通信制課程で学ぶ生徒の教科書及び学習書購入等の経費負担を軽減し、もって修学の促進及び教育の機会均等を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 教科書等給付金の対象となる者は、秋田県立高等学校の定時制課程又は通信制課程に在学しており、秋田県高校生等奨学給付金を受給していない者であって、次の各号のいずれかにあてはまる者とする。

- (1) 当該年度で90日以上就労要件を満たした者
- (2) 就労する意欲はあるが、疾病等により当該年度で90日以上就労要件を満たすことができない者
- (3) 就労する意欲はあるが、心身障害により当該年度で90日以上就労要件を満たすことができない者
- (4) り災により経済的に修学が困難な者
- (5) その他やむを得ない理由により、就労する意欲はあるが当該年度で90日以上就労要件を満たすことができない者

(支給額)

第3条 教科書等給付金の支給額は、支給を申請する年度に履修する授業又は受講のために要する教科書及び通信教育用学習図書(以下、「教科書等」という。)の額とする。

(支給の申請)

第4条 教科書等給付金の支給を希望する者は、秋田県立高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与給付金申請書に第2条各号のいずれかに該当する事実を証明する書類等及び教科書等の領収書を添付し、学校長へ申請するものとする。

(支給の決定及び通知)

第5条 学校長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等により内容を審査し、教科書等給付金の支給の決定をするものとする。

- 2 教科書等給与の支給の決定をしたときは、秋田県立高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与給付金支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。
- 3 教科書等給与の不支給の決定をしたときは、秋田県立高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与給付金不支給決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

(支給の時期等)

第6条 教科書等給付金の支給は、前条により支給の決定をした後速やかに行うものとする。

(給付金の返還等)

第7条 申請者が偽りその他不正の手段により教科書等給付金を受給したときは、その決定を取り消すとともに、全額返還を求めるものとする。

(補足)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から適用する。